

「予防計画・医療計画に記載している目標値」及び「令和6年6月1日時点の医療措置協定の締結等の実績」

医療措置協定については、令和6年9月末までに協定締結作業を完了することを目指すこととしており（「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインについて」（令和5年5月厚生労働省医政局地域医療計画課長等通知））、現在、各都道府県において協定締結作業等に取り組んでいるところである。本集計は、令和6年6月1日時点で協定締結等が完了した数値であるため、各都道府県間の協定締結等の完了状況により数値に差がある。

全国的目標値：新型コロナウイルス感染症に対して確保した最大規模の体制（令和4年12月時点）等を参考に、①病床確保：流行初期経過後約91,000床（臨時の感染症対応約400床分が感染症病床が含まれている。）・流行初期約9,000床（臨時の医療施設や感染症病床が含まれている。）・②業務外来：流行初期経過後約42,000機関・流行初期約1,500機関。③自宅待機者等の医療確保：病院 訪問看護約27,000機関・薬局約27,000機関・訪問看護事業所約8,000機関。④後方支援：約3,700機関。⑤人材派遣：医療従事者約2,100人・看護職員4,000人となっている。（「医療・事業及び在宅医療に係る医師確保について」（令和5年5月厚生労働省医政局地域医療計画課長通知））

令和6年7月12日公表

Table with columns for Prefecture (都道府県名), Disease Type (① 病床確保, ② 発熱外来), and Service Provision (③ 自宅待機者等への医療の提供, ④ 後方支援, ⑤ 人材派遣). Rows include prefecture names and a total row (合計).

注1：予防計画・医療計画の確保病床数の目標値は、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者の発生を抑制し、重症化を防止することを目的として、各都道府県において、協定締結済の医療機関を把握している。注2：流行初期医療確保計画の対象となる協定を締結する医療機関ではないが、流行初期から対応を予定している協定締結済医療機関を含む都道府県がある。